

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

平成 21 年度の保険料をお知らせします

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の平成 20 年中所得で計算した保険料の額について、7 月に被保険者の皆さんに「保険料額決定通知書」をお送りします。

保険料軽減の一部変更について 所得の低い方の軽減について 4 月号広報でお知らせしましたが、次のとおり一部見直しされることとなり、均等割の「7 割軽減」該当の方は昨年度に引き続き「8.5 割軽減」へと変更になりました。

均等割が 8.5 割軽減に該当する方 加入者と世帯主の軽減判定の 所得の合計額が 33 万円以下の方	変更前		変更後	
	7 割軽減	軽減後保険料 12,942 円	8.5 割軽減	軽減後保険料 6,300 円

普通徴収 納入通知書または口座振替により保険料を納められる方の納期は 6 期となり、納期限は次のとおりです。	期別	納期	期別	納期
	第 1 期	7 月 16 日～ 7 月 31 日	第 4 期	10 月 16 日～ 11 月 2 日
	第 2 期	8 月 16 日～ 8 月 31 日	第 5 期	11 月 16 日～ 11 月 30 日
	第 3 期	9 月 16 日～ 9 月 30 日	第 6 期	12 月 10 日～ 12 月 21 日

特別徴収 年金から直接保険料を納められる方の納期は、次のとおりです。
(特別徴収は、年 6 回の年金支払い月に、保険料が差し引きされます)

※加入時期や平成 20 年度 2 月分保険料の年金からの支払いの状況によっては、4 月からの年金差し引きではなく、納入通知書または口座振替によるお支払いになる場合があります。	仮徴収			本徴収		
	4 月(1 期)	6 月(2 期)	8 月(3 期)	10 月(4 期)	12 月(5 期)	2 月(6 期)
	4 月・6 月・8 月は、仮徴収と呼ばれ、前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険料を納めます。基本的には平成 21 年 2 月の年金で納めた額が、それぞれの月の仮徴収額となります。			平成 20 年中の所得を基に算定した確定保険料から仮徴収額を差し引きし、残った額を 3 で割った額が支給月に差し引かれます。		

年金差し引きか口座振替を選択できます

保険料を年金差し引きで納めている方またはこれから年金差し引きになる方は、口座振替に切り替えることができます。切り替えを希望される方は、申し出が必要です。

- 申し出に必要なもの ■
本人の保険証、振替口座の預金通帳と届け印、申出書

申し出は、随時受け付けていますが、年金差し引きから口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期によって異なります。
※年金差し引きを希望される方は手続きの必要はありません。

保険料は税金の控除の対象になります

保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

保険料を「年金差し引き」または「本人の口座から納めている場合」は、本人の控除の対象となります。

また、本人以外の口座振替に変更した場合、口座振替によって支払った方の控除の対象となります。

■ 問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)
福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)

シリーズ「こくほ」②

「国保の明日を見据えて」

シリーズの 2 回目は、危機的な状況にある国民健康保険(国保)財政の現状についてです。

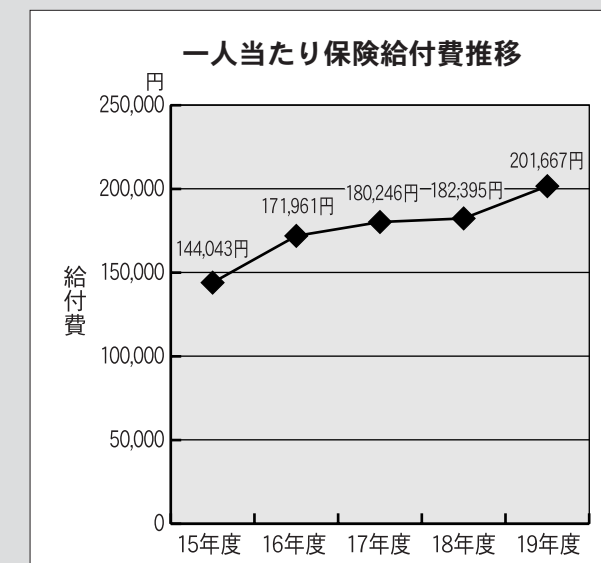
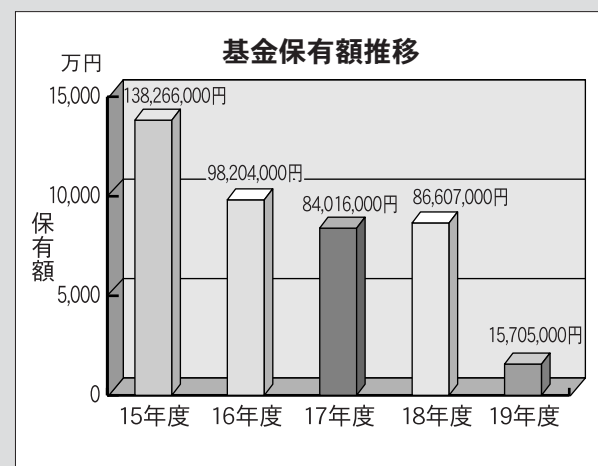
◆ 国民健康保険財政の現状 ◆

5 月号の 1 回目でもお知らせしましたとおり、平成 20 年度の国保特別会計は、不足する財源を補っていた財政調整基金(貯金)がなくなり、財源の不足分を一般会計からの繰り入れで補っています。

家計に置き換えると、貯金を使い果たし、給料だけでは家計がまかなえないため、親からの送りで生活している状態で、既に生活が破綻しているといっても過言ではありません。

赤字の状況

平成 21 年 1 月の厚生労働省の発表によると、平成 19 年度決算では全国の 1,804 の保険者(=市町村)のうち、71.1%にあたる 1,283 の保険者の収支が赤字になっています。道内では、この中に 33 の保険者が含まれます。本町は毎年不足する財源を補っていた財政調整基金を繰り入れることにより黒字になっていましたが、もし、財政調整基金からの繰り入れがなければ実質的には赤字といえます。



国保財政悪化の主な要因

- ① 医療費および介護納付金などの支払額に対する保険税の不足
 - ② 高齢化および医療の高度化による医療ニーズの増大などに伴う保険給付費の増加
- 被保険者一人当たり保険給付費 【平成 15 年度】 144,043 円 ⇒ 【平成 19 年度】 201,667 円

次回は保険税をテーマとして、保険税の算定方法や収納率についてご説明する予定です。

福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)